

日本製鉄 2 次訴訟大法院判決

(大法院 2023 年 12 月 21 日判決)

[→HOME](#)

大 法 院

第 2 部

判 決

事 件 2019 다 17485 損害賠償(기)

原告、被上告人 1 亡Aの訴訟受継人 B, C, D, E, F, G, H
2 亡Iの訴訟受継人 J, K, L, M, N, O
3 亡Pの訴訟受継人 Q, R, S, T, U, V
4 亡Wの訴訟受継人 X, Y, Z, AA
5 亡ABの訴訟受継人 AC, AD, AE, AF, AG, AH
6 亡AIの訴訟受継人 AJ, AK, AL, AM, AN, AO
7 亡APの訴訟受継人 AQ, AR, AS, AT
原告1のB乃至G、2のJ乃至5のAG、6のAJ乃至7のAT
訴訟代理人 法務法人へマル 担当弁護士 張完翼 林宰成

被告、 上告人 日本製鉄株式会社
訴訟代理人弁護士 チュ・ハリル、パク・ジョンウク、チェ・コノ
原 審 判 決 ソウル高等法院 2019 年 5 月 26 日宣告나 32310 判決
判 決 宣 告 2023 年 12 月 21 日

主 文

上告をすべて棄却する。
訴訟費用は被告の負担とする。

理 由

上告理由(上告理由書提出期間の経過後に提出された上告理由補充書の記載は上告理由を補充する範囲内において)を判断する

1 上告理由第1について

原審は判示のような理由で、大韓民国は本件の当事者及び紛争となった事案と実質的関連性があるので大韓民国裁判所が本件について国際裁判管轄権を有すると判断した。

原審判決理由を関連法理と記録に照らして検討すると、原審の上記のような判断に上告理由主張のような国際裁判管轄に関する法理を誤解して判決に影響を及ぼす誤りはない。

2 上告理由第2について

原審は判示のような理由を挙げて、亡A、亡I、亡P、亡W、亡AB、亡AI、亡AP(以下「亡人ら」という)を労役に従事させた日本製鐵株式会社(以下「旧日鐵」という)が日本国の法律の定めるところにより解散され、その判示の「第2会社」が設立された後に吸収合併の過程を経て被告に変更されたなどの手続を経たとしても、旧日鐵と被告はその実質において同一性をそのまま維持しているというのが妥当であるから、亡人らは旧日鐵に対する本件損害賠償請求権を被告に対しても行使できると判断した。

原審判決理由を関連法理と記録に照らして検討すると、原審の上記のような判断に上告理由主張のような外国法人の同一性判断基準及び外国法適用における公序良俗違反の有無に関する法理を誤解して判決に影響を及ぼす誤りはない。

3 上告理由第3について

原審は「大韓民国と日本国の間の財産及び請求権に関する問題の解決及び経済協力に関する協定」(以下「請求権協定」という)により亡人らの被告に対する本件損害賠償請求権が消滅したかについて、判示のような理由を挙げて、亡人らの損害賠償請求権は日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権であることを前提に、このような慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれたとは言えないと判断した。

原審判決理由を関連法理と記録に照らして検討すると、原審の上記のような判断に上告理由主張のような請求権協定の適用対象及び効力に関する法理を誤解して判決に影響を及ぼす誤りはない。

一方、被告はこの部分の上告理由において、上記のような慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれることを前提に、請求権協定で放棄された権利が国家の外交的保護権に限定して放棄されたのではなく個人請求権自体まで含めたものだという趣旨の主張もするが、この部分は原審の仮定的判断に対するものであり、さらに検討するまでもなく受け入れることができない。

4 上告理由第4について

ア 債務者の消滅時効を理由とする抗弁権の行使も民法の大原則である信義誠実の原則と権利濫用禁止の原則の支配を受けるものであるから、客観的に債権者が権利を行使できない障害事由があった場合に債務者が消滅時効の完成を主張することは信義誠実の原則に反する権利濫用として許容されない(大法院 2011年9月8日宣告 2009다66969判決等参照)。

イ 原審は被告の消滅時効完成の主張について、亡人らが本件訴を提起した2013年3月11日頃まで、亡人らには客観的に損害賠償請求権を事実上行使できない障害事由があったと言うのが相当であるという理由で、被告の上記主張は信義誠実の原則に反する

権利濫用として許されないと判断したところ、この部分の原審判決の理由を上記のような法理と記録に照らして検討する。

- 1) 債権者に権利の行使を期待できない客観的な事実上の障害事由があった場合でも、大法院がこれについて債権者の権利行使が可能であるという法律的判断を下した場合、特別な事情がない限りその時点以降はそのような障害事由が解消されたと言えることができる。
- 2) 大法院は2012年5月24日に宣告した2009 다 68620判決及び2009 다 22549判決(以下これらを合わせて「2012年判決」という)において日帝強占期に強制動員された被害者らの日本企業に対する不法行為を理由とした損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれなかったという理由から、その請求権は消滅していないと判断した。
- 3) しかし、2012年判決宣告以降も請求権協定の適用対象に強制動員被害者の日本企業に対する不法行為を理由とした損害賠償請求権が含まれるか等については依然として国内外で議論が続けられ、請求権協定の当事者である日本政府は請求権協定により過去の日本政府や日本企業等が関与した反人道的不法行為や植民支配に直結した不法行為による損害賠償請求権も消滅したという立場を依然として固守しており、被告をはじめとする日本企業もこれに同調して賠償を拒否している。このような状況で大韓民国政府は残る司法手続を見守るべきだという以外に特段の公式的な立場表明をしなかった。
- 4) 2012年判決は破棄差戻の趣旨の判決であり、それによって当該事件当事者らの権利が確定的に認められたものではなかった。また差戻判決の羈束力も差戻後の裁判で新たに提出される主張と証拠によっては及ばない可能性もあった(大法院 1988年3月8日宣告 87 다카 1396判決等参照)。このような状況において亡人らのような被害者としては2012年判決の宣告後も個別に日本企業に対する訴訟を通じて実質的な被害救済を受けることができるかどうかについて依然として疑問をもつ可能性があった。
- 5) 大法院は2012年判決のうち2009 다 68620事件の再上告審である2013 다 61381事件における2018年10月30日全員合議体判決(以下、「2018年全員合議体判決」という)で、強制動員被害者らの日本企業に対する不法行為を理由とした慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれなかったと判断した上で、同趣旨の差戻審の判断を維持して上告を棄却した。このように大法院は2018年全員合議体判決を通じて日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれないという法学的見解を最終的に明確に示した。
- 6) 結局、2018年全員合議体判決の宣告により初めて大韓国内で強制動員被害者らの司法的救済の可能性が確実になったと言えることができる。

7) このような事情を考慮すると、強制動員被害者である亡人らには 2018 年全員合議体判決が宣告される時まで客観的に権利を事実上行使できない障害事由があったと言うのが相当である。

ウ したがって同様の趣旨の原審の上記のような判断に、上告理由主張のような消滅時効に関する法理等を誤認して判決に影響を与えた誤りはない。

5 上告理由第 5 について

不法行為により被った精神的苦痛に対する慰謝料の金額については事実審裁判所が諸般の事情を参酌してその職権に属する裁量によりこれを確定することができる(大法院 1999 年 4 月 23 日宣告 98 다 41377 判決等参照)。

原審は判示のような理由で亡人らに対する慰謝料の金額を定めた。原審判決理由を記録に照らして検討すると、この部分の判断に上告理由主張のような慰謝料算定に関する法理を誤解するなどの誤りはない。

6 結論

よって上告を全て棄却し、上告費用は敗訴者が負担することとし、関与大法官の一致した意見で主文のとおり判決する。

裁判長 大法官 千大燁

大法官 閔裕淑

主審 大法官 李東遠